



平成18年5月31日

各 位

会社名 日本油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 中嶋洋平
(コード番号 4403 東証1部)
問合せ先 人事・総務部長 小西周志
(TEL.03-5424-6634)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催された取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第83期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法において、株券を発行する場合は、定款の定めが必要となるため、定款第6条(株券の発行)を新設するものであります。また、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する場合は、定款の定めが必要となるため、定款第23条(取締役会の設置)、第34条(監査役および監査役会の設置)ならびに第6章会計監査人、第44条(会計監査人の設置)および第45条(会計監査人の選任)、第46条(会計監査人の任期)、第47条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。

会社法の施行に伴い、用語および引用条文等について所要の変更を行うとともに、この機会に、内容を整理するため、現行定款第4条(公告)、第5条(発行する株式の総数)、第6条(自己株式の取得)、第7条(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)、第7条の2(単元未満株式の買増し)、第8条(株券の種類)、第9条(名義書換代理人)、第10条(株主の届出)、第11条(基準日)、第13条(総会の議長)、第14条(総会の決議)、第17条(取締役の選任)、第19条(代表取締役の選任)、第20条(役付取締役)、第21条(相談役または顧問の委嘱)、第22条(取締役の権限)、第24条(取締役会規則)、第25条(取締役の報酬)、第26条(取締役の責任免除)、第27条(監査役の選任)、第28条(監査役の任期)、第28条の4(監査役会規則)、第29条(監査役の報酬)、第30条(監査役の責任免除)、第31条(決算期)、第32条(利益配当金の支払)、第33条(中間配当)および第35条(利益配当金等の除斥期間)について、所要の変更を行い、現行定款第16条(議事録)を削除するものであります。

- (2) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基きインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 株主総会の適正な運営を図るため、議決権代理行使の資格および員数を制限するため、現行定款第15条(議決権の代理行使)について、所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役会が経営環境の変化に迅速に対応し、より機動的な経営体制を構築するために、定款第20条(取締役の員数)を新設するものであります。
- (6) 株主各位の取締役の信を問う機会を増やすべく取締役の任期を1年に短縮するため、現行定款第18条(取締役の任期)について、所要の変更を行うものであります。
- (7) 当社は、意思決定の迅速化を図るため「執行役員制度」を導入しておりますが、同制度の位置付けをより明確にするため、定款第26条(執行役員)を新設するものであります。
- (8) 取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるよう、定款第30条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (9) 補欠監査役の予選の効力を2年とするため、定款第36条(補欠監査役の予選の効力)を新設するものであります。
- (10) 会社法第390条第3項の規定に則り、定款第38条(常勤の監査役)を新設するものであります。
- (11) 当社第14回無担保転換社債が平成18年3月31日に満期償還を迎えたことに伴い、現行定款第34条(転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金等の計算)を削除するものであります。
- (12) 上記各変更に伴い、章、条数等につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(金)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(金)

以上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は783,828,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数は、783,828,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>当社は、<u>第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第7条の2 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取および買増し、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取および買増し等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主の届出)</p> <p>第10条 株主および登録質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当社の名義書換代理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習ある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合においては、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当社の名義書換代理人に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株主の届出)</p> <p>第13条 株主および登録株式質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当社の株主名簿管理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録株式質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合においては、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当社の株主名簿管理人に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において<u>議決権を行使する株主とみなす。</u></p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する株主</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<p>(総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>
<p>(総会の議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</u></p> <p>取締役社長欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。</p>	<p>(総会の招集権者および議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>代表取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。</p>
< 新 設 >	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(総会の決議)</p> <p>第14条 <u>株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって決定する。</u></p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決定する。</u></p>	<p>(総会の決議)</p> <p>第18条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、<u>当社の議決権を有する株主でなければならない。</u></p> <p>(議 事 録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録して、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名を行い、当社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p><新 設></p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、株主総会において選任し、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><新 設></p> <p>(代表取締役の選任) 第19条 当社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって選任する。</u></p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議をもって、<u>取締役社長1名を置く。業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u> <削 除></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第23条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役等) 第25条 取締役会は、<u>その決議によって役付取締役等を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p> <p>(相談役または顧問の委嘱)</p> <p><u>第 21 条 取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役の権限)</p> <p><u>第 22 条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか、会社の営業方針その他の重要事項を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、各取締役および各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 24 条 取締役会に関しては、この定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p><u>第 25 条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって、これを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 26 条 当社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(執行役員)</p> <p><u>第 26 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定めることができる。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p><u>第 27 条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第 28 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、会社の営業方針その他の重要事項を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第 29 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、各取締役および各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 30 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p><u>第 34 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p><u>監査役および補欠者の選任決議は、総士の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</u></p> <p><u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p><u>補欠者は、法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 35 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第 36 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第 28 条の 2 監査役会は、法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 38 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 28 条の 3 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 40 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 28 条の 4 監査役会に関しては、この定款のほか監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって、これを定める。 (監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><新設> <新設> <新設> <新設></p>	<p>(監査役の報酬等) 第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第43条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第44条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u> (会計監査人の選任) 第45条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (会計監査人の任期) 第46条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (会計監査人の報酬等) 第47条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期) 第31条 <u>当社の決算期は、毎年3月31日とする。</u> (利益配当金の支払) 第32条 <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第33条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第48条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u> (剰余金の配当) 第49条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u> (中間配当) 第50条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金等の計算</u>)</p> <p>第34条 毎年4月1日から9月30日までの間に転換社債の転換により発行された株式に対する最初の前条の中間配当金については、4月1日に転換があったものとみなし、毎年10月1日から3月31日までの間に転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金については、10月1日に転換があったものとみなして、これを支払う。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第35条 利益配当金および第33条による中間配当金は、支払提供の日から満3カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。</p>	<p><削 除></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第51条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。</p>